

## 「農産物検査業務規程」の一部変更について

当組合の「農産物検査業務規程」が一部変更となりましたので、お知らせいたします。

### 農産物検査業務規程の変更・新旧対照表

新	旧																												
<p>(農産物検査の受付の条件)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知) Iの第2の1の(2)に規定する産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。</p> <p>(水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">実りつくし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(醸造用玄米)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">吟のさと</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(普通大粒大麦)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">はるか二条</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(普通大豆及び特定加工用大豆・大粒大豆及び中粒大豆)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">ちくしB5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合、速やかにホームページに掲載・掲示するとともに、管轄する福岡県知事に報告するものとする。</p>	道 府 県	品 種	福 岡 県	実りつくし	道 府 県	品 種	福 岡 県	吟のさと	道 府 県	品 種	福 岡 県	はるか二条	道 府 県	品 種	福 岡 県	ちくしB5号	<p>(農産物検査の受付の条件)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知) Iの第2の1の(2)に規定する産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。</p> <p>(水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">実りつくし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(醸造用玄米)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">吟のさと</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(変更)</u></p> <p><u>(普通大豆及び特定加工用大豆)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">道 府 県</th> <th style="width: 70%;">品 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福 岡 県</td> <td style="text-align: center;">ちくし豆5号</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合、速やかにホームページに掲載・掲示するとともに、管轄する福岡県知事に報告するものとする。</p>	道 府 県	品 種	福 岡 県	実りつくし	道 府 県	品 種	福 岡 県	吟のさと	道 府 県	品 種	福 岡 県	ちくし豆5号
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	実りつくし																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	吟のさと																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	はるか二条																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	ちくしB5号																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	実りつくし																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	吟のさと																												
道 府 県	品 種																												
福 岡 県	ちくし豆5号																												

(農産物検査の業務の実施方法)

第 16 条

農産物検査員は、検査場所の環境が第 34 条第 2 項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 34 条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法の定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(機械器具等の保守点検)

第 34 条 (省略)

2 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、農産物検査を実施するごとに検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。ただし、所有する検査場所を含めた施設（CE や倉庫等）の担当部局が環境点検を定期的実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されている場合は、その環境点検の実施状況を確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別紙 4）を作成し、確認日及び確認者を記録し、保管しておくこととする。

附 則 この規程の変更は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(農産物検査の業務の実施方法)

第 16 条

農産物検査員は、(追加) 規則第 16 条に規定する機械器具及びその他の設備（第 34 条において、「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法の定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(機械器具等の保守点検)

第 34 条 (省略)

(追加)

附 則 (追加)